

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 光の園

代表者氏名: 理事長 齊藤 詔司

所在地: 〒063-0825 札幌市西区発寒5条6丁目3番1号 TEL 011-661-1445

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

●「真実の愛、そして言葉を手渡す」

当該保育園は、「真実の愛」をもって、子ども一人ひとりの人格を尊重することや、子ども、家庭、地域と共に生き、育つことを保育理念としています。ここでは、人種・障がい・年齢の分けへだてなく、互いに育ち合うことができる保育を目指しています。

特に、実践と研究に基づいた異年齢保育では、少子・核家族化の現代社会では失われがちな家庭的な役割を、保育園が担い、年上の子どもが自発的に年下の子どものお世話をしたり、年下の子どもも年上の子を慕うといった深い愛情関係が築かれています。

保育の基本方針に基づき、愛情に満ちた家庭的な雰囲気の中で子どもが情緒を安定させて生活できる環境づくりなどが整備されています。この方針が実践できるように、様々な保育の手引書が整備、更新されています。職務姿勢、保育姿勢・実践・立ち居振る舞いまで記載された書面で、発寒ひかり保育園としてのあるべき保育士像が明確にされています。

日々の保育では、子どもたちに大声で指示・指導的な「言葉を投げる」ことはしません。保育士から子どもへ「言葉を手渡す」という、ゆったりとした温かい関係性をつくる様子がみられました。それは他でもない、一人ひとりの子どもの人格を尊重した保育姿勢であり、「真実の愛」を実践する保育理念の結実のひとつとして高く評価できます。

●「食農育」

グローバル化が食の安全まで不確かなものとした現代において、近年流行の食育に留まらない「食農育」が取り組まれています。

長年に渡り有機肥料で土作りされた780㎡の畑では、子どもたちが話し合っただけで決めた様々な野菜を子どもたちの手により、無農薬で育てています。給食では、身をもって「農」を通しての驚き・感動・喜びを体験した野菜を、子どもたちが楽しんでクッキングする様子がみられました。

こうしたことや、子ども同士・栄養士・調理員・保育士などとの関わりの中で、好き嫌いや偏食もなくなります。また、秋の収穫感謝祭に参加した保護者からは「子どもが土に触れ、自然と向かい合うというのは命とつながる実践ですね。」と好評です。

これらは、「食農育計画」に基づき、保育士や栄養士だけでなく、調理員から用務員まで全職員の理解と連携で行われています。秋に発寒川で鮭を見ながら行われる「命の講座」(鮭の一生と「いただきます」の意味)と、鮭を使った「ひかり鍋」(子どもの目の前で鮭をさばき、全員で料理する)の企画などは、連続したねらいとなっており、命をいただく大切さが伝えられています。

このように、「食農育」は年間を通じた取り組みとして、食への関心、生命への感謝の気持ちなど、子どもに豊かな感性を育てています。

●「環境育」

給食後に、子どもたちは、牛乳パックを各自で水洗いして干します。工作の残った紙などは、リサイクル箱に入れて再利用しています。絵本や体操にある「もったいないばあさんがくるよ」を合言葉に、子どもたち自身で水や電気の無駄遣いをしない取り組みをしています。

屋上には、早期にソーラーシステムが取り入れられています。前年度は、更にシステムを一機増設しました。このシステムの数値を表示したパネルは、玄関内の子どもの目線で読むことのできる位置にあります。お天気の良い日には、お散歩から帰った子どもは、目盛りの上がり具合を見て太陽のエネルギーを実感します。「食農育」と同様、子どもたちの命と地球の未来に関する安心安全なエネルギーについて考える「環境育」の場になっています。

●「こころのバリアフリー」

園舎の造りは、柱のない壁式構造で耐震性に優れています。床面はバリアフリーとなっていて、身障者用トイレやエレベーター、大きな浴室が設置されています。長期計画の更には、高齢者と子どもが共に交流ができる共生型複合施設にまで構想が広がっています。

障がいのある子どもは、異年齢小グループであるファミリーの仲間の一員として自然にとけこんでいます。子ども同士の育ちあう関係性の中で生まれ、障がいのある子どもの個性が尊重されています。

障がい児保育については、入園時に説明して保護者の理解を得ています。また、障がい当事者の保護者が子どもたちにお話をする場を設けたことは、幼少時から差別や偏見を払拭するよいきっかけとなりました。このように、こころのバリアフリーにも配慮した取り組みがあります。

◇改善を求められる点

●「一時保育児童の記録」

一時保育利用の子どもは、通常保育の子どもと同様の保育が保障されるように、同じ保育室で過ごし、毎回同じ保育士が担当するよう配慮されています。利用前のアセスメントの記録は十分に取られて感染症等のリスク管理や家庭状況の把握も行き届いています。一時保育を利用した日の記録は、ファミリー日誌の中に記載されています。

今後は、行政措置も含めた様々な利用形態が考えられます。短期・長期の再利用時に、これまでの経緯や保育状況がわかるような記録の整備が望まれます。

●「収支計画の数値化とソフト面の計画」

中・長期計画が作成され、これに基づき単年度の事業計画が作成、実行されています。ただ、中・長期計画の数値化が長期にまで及んでいません。確かに、昨今の予測困難な福祉政策の中で、今後3年から5年先の計画についての数値を予測していくのは難しいことです。しかし、中・長期計画の実現として、大規模修繕等のハード面では当然費用もかかりますので、収入支出の把握が重要となります。

今後は、中・長期計画のスムーズな実現のためにも、長期計画の数値化をお勧めします。あわせて、人事考課と連動した人材育成といったソフト面での中長期計画も考慮されることが望まれます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

自己評価を含めて約2年間、職員全員が一体となって取り組んだ結果、当園の現状が確認でき、課題も全体のものとなりました。職員の意識が向上し、理念・方針等が徹底され、職員間の連携も深まったと思います。組織・運営の改善と、保育の質をさらに高めるための大変良い機会となりました。

評価機関の皆さまには、懇切なご教示をいただき、心より感謝しております。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり